

出生届

手続チェックシート

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	手続	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続の際に必要なもの	よる代理人 手続に しました た	お 手続して 後日 ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
							支所等	支所等
1	出生届 出生日を含めて14日以内			<p>○出生届および出生証明書(出生届と出生証明書が1枚となったA3サイズの手紙で、出産した医療機関等から交付されます。) ※出生届(手紙の左側)を記入し、出生したお子さんの父か母が署名(※押印不要)してお持ち下さい。(使者として窓口にお持ちになる方は、どなたでもかまいません。)</p> <p>○母子健康手帳 ○お誕生カード(新生児出生通知書)(母子健康手帳交付時にお渡ししております。)</p>	可		<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ⑥番窓口 (戸籍チーム) ☎017-734-5242</p> <p>支所等</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128</p>
				<p>出生届は、受付時間以外でも、アウガ警備室および浪岡庁舎守衛室でお預かりしますが、受付時間外および土日祝日は母子健康手帳の出生届出済証明ができませんので、後日、改めて窓口へお越しいただくこととなります。受付時間は5ページをご覧ください。</p>				

- ★マークの手続は、出生届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- 「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	よる代理人 手続に しました た	お 手続して 後日 ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
								支所等	支所等
2	お子さんの個人番号通知書の交付		説明	<p>お子さんの個人番号通知書は、おおむね3週間前後で、地方公共団体情報システム機構から住民票の世帯主宛に転送不要の簡易書留で郵送されます。</p>				<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241</p>	
				<p>お子さんが記載された戸籍謄本等が交付できるようになるまでには日数を要し、その日数は市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。</p> <p>【郵便請求】 本籍地が遠方の場合や本籍地の市区町村の開庁時間においでになれない方は、戸籍謄本等を郵便請求することが可能です。本籍地の市区町村にお問い合わせください。 本籍地が青森市の方は、青森市ホームページにも郵便請求の方法を掲載しておりますので、ご参照ください。</p>	可		<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (窓口応対チーム) ☎017-734-5239</p> <p>支所等</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128</p>	

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか	チェック	職員使用欄 総合窓口	説明	0-	よめる 手続に した した	お 手 続 後 日 に し ま し た し た	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住所等	4	出生後の 住民票の写し等が必要な 方		説明	お子さんの住民票の写し等が交付できるようになるの日数は、市区町村によって異なりますので、住所地の市区町村に直接お問い合わせください。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5239 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	5	生まれたお子さんを 国民健康保険に加入させ る方	当日受付は転記	待機 依頼	加入手続 (国民健康保険資格異動届) 出生日を含めて14日以内	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 支所等	
子ども	6	★ 妊産婦十割給付 医療証をお持ち の方	当日受付は 転記	待機 依頼・ 預かり 依頼	有効期限延長手続	可			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	7	出産した 方が国民 健康保険 の加入者 ・ 出産費用より 出産育児一時金 が多い場合に差 額を申請する方 ・ 医療機関等へ の直接支払制度 を利用しなかつ た方 ・ 海外で出産し た方		(発券)	受給申請 (出産育児一時金支給申請(請 求)書) 流産や死産であっても、妊娠85日以上ときは支給されますが、証明書が必要です。 海外で出産された方は、出産証明書等とその日本語翻訳文が必要な場合があります。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
	8			説明	協会けんぽ加入者は協会けんぽ青森支部(代表☎017-721-2799)にて、組合管掌健康保険等加入者は所属の組合等にて手続をしてください。 ※1年以上協会けんぽまたは組合管掌健康保険に加入していた被保険者(被扶養者を除く)が資格喪失後6ヶ月以内に出産したとき、国民健康保険加入前の保険者へ出産育児一時金の申請が可能な場合もありますので、該当する方はご確認ください。				
9	産前産後期間に 係る保険税軽減 届出書を未提出 の方			(発券)	保険税軽減の届出	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑧番窓口 (国保税チーム) ☎017-734-5340	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか		チエック	職員 総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	よ 代 理 人 統 に し ま し た お 手 続 し て 後 日 く た さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	10	子ども医療費助成の受給申請をする方(所得制限等の資格要件があります。)	保護者の加入保険が国保		申・補助・(発券)	70	資格認定申請 (青森市子ども医療費受給資格認定(更新)申請書)	○お子さんの健康保険被保険者証 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※平日の受付時間内(8:30~18:00)に駅前庁舎市民課で出生の届出をした場合は、申請書をお渡しますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。 ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(所得課税証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせ	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345
11		保護者の加入保険が国保以外		申・補助	71	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 父か母が心身の障がいをお持ちの場合またはひとり親の場合は、他の医療費助成制度に該当することがあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 国民健康保険に加入する方は、加入手続後に子ども医療費助成の手続をしてください。 </div>	可		
12	児童手当の認定請求をする方	受給者が公務員	当日受付は転記	説明		勤務先へ申請してください。		受給者の勤務先	
12	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 必要ものがそろわなくても、出生日の翌日から15日以内に申請してください。受給者が青森市に住所があり、他市区町村で里帰り出産をした場合も、青森市への申請が必要です。 </div>	★お子さんと同居し、これから受給する		申・受付・配付	72	認定請求手続 (児童手当・特例給付認定請求書)	これから受給される方の ○健康保険被保険者証 ○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は5ページ参照 ※以上のほか、受給される方の状況に応じて添付書類(年金加入証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可	
13		★お子さんと別居し、これから受給する		担当課		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 中学校終了前の児童を養育している方に支給されます。 月額(児童一人につき) 3歳未満15,000円、3歳~小学生第1子・2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生10,000円、所得制限限度額以上5,000円 ※所得上限限度額を超える場合、児童手当は支給されません。 </div>	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
14		★お子さんと同居し、養育する児童が増える	当日受付は転記	申・受付	73	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> お子さんと別居し、養育する場合は、別居監護の手続が必要となります。詳しくは担当課へご相談ください。 </div>	可		
15		★お子さんと別居し、養育する児童が増える		担当課		増額請求手続 (児童手当・特例給付額改定認定請求書)	○請求者の健康保険被保険者証	可	

子ども

支所等 各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか	チェック	職員使用欄 総合窓口	手続	手続の際に必要なもの	よる代理人 手続に しました	完了 した	お手続後 日 た さい て く	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
子ども	16	★ 乳幼児健康手帳の配付 (予防接種予診票)		配付	乳幼児期に接種する予防接種の予診票(無料券)を配付しています。(7ページもご覧ください。) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">青森市に住所を有する方には、出生届出時に配付しております。青森市以外に出生届出をされた方は、駅前庁舎市民課、青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ、浪岡庁舎健康福祉課のいずれかの窓口へ母子健康手帳を持参し、乳幼児健康手帳の交付を受けてください。</div>	可			青森市保健所(1階) あおり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2986	
	17	保健師・助産師等の家庭 訪問について (新生児・未熟児対象)		説明	保健師・助産師等が家庭訪問をして、お子さんの身体計測や育児相談等に応じます。(6ページもご覧ください。) ※訪問前に、お誕生カード(新生児出生通知書)に記載された連絡先にご連絡します。未提出の場合は、妊娠届出時の連絡先にご連絡します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">訪問当日は母子健康手帳をご用意ください。</div> また、訪問時に「子育て応援給付金(出生届出後5万円)」の申請書をお渡しします。必要事項をご記入の上、郵送により申請してください。			青森市保健所(1階) あおり親子はぐくみプラザ (母子保健チーム) ☎017-718-2983 ☎017-718-2984	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114	
		子育て応援給付金の申請 について								
	18	4か月児健康診査について		説明	市が実施する最初の乳児健診です。「4か月児健康診査のお知らせ(受診票)」が郵送されますので、日程・会場をご確認のうえ、受診してください。ご都合の悪い方は、担当課へお問い合わせください。					
	19	未熟児養育医療の申請を する方		担当課	給付申請 (養育医療給付申請書)	○お子さんの健康保険被保険者証 ○養育医療意見書 ○青森市子ども医療費助成医療証(お持ちの方) ※以上のほか、申請者の状況に応じて必要なものが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		青森市保健所(1階) あおり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2987	
20	ひとり親家庭 等医療費助成 の受給申請を する方	保護者の 加入保険 が国保		(発券)	資格認定申請 (青森市ひとり親家庭等医療 費受給資格認定(更新)申請 書)	○保護者とお子さんの健康保険被保険者証 ○お子さんが含まれた戸籍謄本 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一住所の方全員の所得課税証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">国民健康保険に加入する方は、加入手続後にひとり親家庭等医療費助成の手続をしてください。</div>	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
21		保護者の 加入保険 が国保以外		説明	保護者の勤務先でお子さんの健康保険被保険者証の手続をしたあとに、上記のすべてのものを持参して担当課で手続をしてください。	可				

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか	チェック	職 員 使 用 欄 総 合 窓 口	手続	手続の際に必要なもの	代 理 人 手 続 に よ り し ま し た	お 手 続 後 目 だ し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
								駅 前 庁 舎 (2階) 子 育 て 支 援 課 ⑩番 窓 口 (子 育 て 家 庭 支 援 チーム) ☎017-734-5334	浪 岡 庁 舎 (1階) 健 康 福 祉 課 ②-3番 窓 口 (民 生 福 祉 チーム) ☎0172-62-1113
22	児童扶養手当の受給申請をする方 ◆申請および受給は、支給対象の児童が18歳に到達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。		担当課	認定請求手続 (児童扶養手当認定請求書) または 額改定請求手続 (児童扶養手当額改定請求書)	支給要件等により必要書類が異なりますので、申請前に担当課へお問い合わせください。	不可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
23	青森市営住宅に既にお住まいの方		担当課	世帯員異動申請 (市営住宅同居親族異動届)	○世帯主の認印 ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タッケン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167

《ご注意ください》

- ・「手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）
 ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合はマイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
 ・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口)（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00）※土曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田)（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始(12月29日～翌年1月3日)はお休みです。

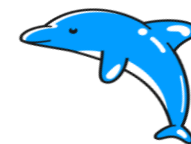
※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越しに伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。



ご出産おめでとうございます。青森市はこどもたちの成長をお手伝いします。

こんにちは赤ちゃん訪問のご案内

(妊産婦・新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導事業)



〈こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）とは〉

生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を対象に、保健師・助産師等がご家庭を訪問し、赤ちゃんの身体計測や育児相談を行います。NICU等にお子さまが入院された場合は、退院後に家庭訪問いたします。
(2人目、3人目ご出産の方もお気軽にご利用ください。ご兄弟の育児相談も可能です。)

〈青森市で訪問をお受けになるには〉

お子さまが生まれましたら、出生届とともに「お誕生カード（新生児出生通知書）」（A5サイズの緑色の用紙）の届出をお願いいたします。その後訪問担当からお電話いたします。※お誕生カード（新生児出生通知書）は低体重児出生届と兼用です。

お誕生カード（新生児出生通知書）を窓口へ提出

県外で出生した場合、郵送・電話でも提出可能です。



訪問担当から保護者さまへ電話

訪問の日程調整をします。



家庭訪問

身体測定、育児相談等



〈青森市以外に里帰りされた場合〉

- お誕生カード（新生児出生通知書）については、お手数ですが、郵送または担当へお電話ください。
- お戻りになってから青森市のご自宅へ訪問いたします。里帰り先から青森市にお戻りになったことを担当へご連絡ください。
- 里帰り先での訪問をご希望される場合は、青森市から里帰り先の市区町村へ訪問を依頼いたしますので、担当へお電話ください。
(なお、里帰りの方の訪問を行っていない市区町村もあります。)

担当（お問合せ先）あおもり親子はぐくみプラザ（TEL：017-718-2984）



予防接種を受ける時期

- ◎ 法令等の改正により制度の変更があった場合は広報等でお知らせします。
 ◎ 決められた年齢（月齢）と接種間隔を守って接種しましょう。（対象年齢でない、接種間隔が足りない等は、任意接種（有料）となります）
 ◎ は対象年齢を、↓ ↓ と★に記載した時期は、標準的な接種期間を示しています。

令和5年4月現在

予防接種名	接種回数	誕生	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	7歳6か月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	標準的な接種期間及び接種間隔
ヒブ（Hib）感染症※1	3回	初回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														27日以上の間隔を置いて3回接種					★初回接種開始は、生後2か月～生後7か月になる前日 ★追加接種は、初回接種終了後7～13か月の間隔を置いて接種						
	1回	追加	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														初回（3回）終了後、7か月以上の間隔を置いて1回接種											
小児用肺炎球菌感染症※1	3回	初回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														27日以上の間隔を置いて3回接種					★初回接種開始は、生後2か月～生後7か月になる前日 ★追加接種は、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて、1歳～1歳3か月になる前日までに接種						
	1回	追加	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														初回（3回）終了後、60日以上の間隔を置いて1歳以降に1回接種											
日型肝炎	3回		↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														1回目から27日以上の間隔を置いて2回目接種 1回目から20週以上の間隔を置いて3回目接種					★生後2か月～生後9か月になる前日						
ロタウイルス感染症※2	ロタリックス（1価）	2回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														出生6週0日後から24週0日後までに、27日以上の間隔を置いて2回接種					★初回接種開始は、出生14週6日後まで ★生後2か月～24週0日後までに接種						
	ロタテック（5価）	3回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														出生6週0日後から32週0日後までに、27日以上の間隔を置いて3回接種					★初回接種開始は、出生14週6日後まで ★生後2か月～32週0日後までに接種						
四種混合 ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・不活化ポリオ	3回	第1期 初回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														20日以上の間隔を置いて3回接種					★第1期初回：生後2か月～1歳の誕生日の前日 ★第1期追加：第1期初回接種（3回）終了後、12か月～18か月の間隔を置いて接種						
	1回	第1期 追加	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														初回（3回）終了後、6か月以上の間隔を置いて1回接種											
二種混合 ・ジフテリア ・破傷風	1回	第2期	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														11歳を過ぎてから、13歳の誕生日の前日までに1回接種					★11歳～12歳の誕生日の前日						
BCG（結核）	1回		↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														1歳の誕生日の前日までに1回接種					★生後5か月～生後8か月になる前日						
麻しん・風しん（MR）	1回	第1期	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														1歳から2歳の誕生日の前日までに1回接種					★第1期は1歳を過ぎたらできるだけ早めに接種 ★第2期の接種期間は、4月1日から翌3月31日までです。						
	1回	第2期	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														小学校就学前の1年間に1回接種											
水痘（みずぼうそう）	2回		↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														1歳から3歳の誕生日の前日までに、3か月以上の間隔を置いて2回接種					★1回目の注射は、1歳～1歳3か月になる前日 ★2回目の注射は、1回目の注射終了後、6か月～12か月の間隔を置いて接種						
日本脳炎	2回	第1期 初回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														6日以上の間隔を置いて2回接種					★第1期初回：3歳～4歳の誕生日の前日 ★第1期追加：4歳～5歳の誕生日の前日（第1期初回終了後おおむね1年後） ★第2期：9歳～10歳の誕生日の前日						
	1回	第1期 追加	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														初回（2回）終了後、6か月以上の間隔を置いて1回接種											
	1回	第2期	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														9歳を過ぎてから、13歳の誕生日の前日までに1回接種											
ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症※3	サーバリックス（2価）	3回	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間（小学6年生～高校1年生相当年齢）に3回接種					1回目から1か月の間隔を置いて2回目を接種した後、1回目から6か月の間隔を置いて3回目を接種 ★13歳になる年度初日から末日（中学1年生） 1回目から2か月の間隔を置いて2回目を接種した後、1回目から6か月の間隔を置いて3回目を接種 2回接種のあと：1回目から6か月の間隔を置いて2回目を接種 3回接種のあと：1回目から2か月の間隔を置いて2回目を接種した後、1回目から6か月の間隔を置いて3回目を接種						
	ガーダシル（4価）		↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間（小学6年生～高校1年生相当年齢）に2回または3回接種											
	シルガード9（9価）		※4	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓														12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間（小学6年生～高校1年生相当年齢）に2回または3回接種										

※1 ヒブ（Hib）感染症及び小児用肺炎球菌感染症の予防接種は、開始月齢（年齢）や接種間隔によって接種回数異なります。詳しくは保健所にお問い合わせください。
 ※2 ロタウイルス感染症予防接種は、ワクチンは2種類あり、どちらか1種類を接種します。
 ※3 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症予防接種は、令和5年4月1日から9価ワクチンが定期予防接種になりました。ワクチンは3種類あり、いずれか1種類を接種します。令和5年4月現在、女子のみ定期接種の対象です。
 ※4 9価ワクチンは、接種開始年齢や接種間隔によって接種回数異なります。詳しくは保健所にお問い合わせください。

お問い合わせ先 青森市保健所 あおもり親子はぐみプラザ（TEL：017-718-2986）
 浪岡振興部 健康福祉課（TEL：0172-62-1114）